国際交流ボランティア制度／利用案内

成田市国際交流協会

成田市国際交流協会では、ボランティア活動を通じて国際交流活動の円滑化及び活発化をはかり、地域に根ざした国際交流の推進に寄与することを目的に「国際交流ボランティア制度」を設けております。

《種類及び活動内容》

☆「国際交流ボランティア制度」の登録の種類及び活動内容は、次のとおりです。

1）語学ボランティア

国際交流行事等の通訳又は案内若しくは文書及び書簡文等の翻訳を行うことにより、相互理解と国際交流を深める者をいう。

2）ホストファミリーボランティア（成田市民のみ）

ホームステイの受入を通じて、相互理解と国際交流を深める家庭をいう。

《申請手続き》

（1）登録を希望するボランティアを登録申込書に記入してください。
（2）登録は、複数の分野にわたって行うことができます。
（3）登録期間は 4 月から翌年の 3 月までの 1 年間とします。

《制度の利用者》

☆「国際交流ボランティア制度」の登録者の紹介を依頼することができる人（依頼者）は次のとおりです。

1）国及び地方公共団体
2）非営利団体
3）その他理事長が特に必要と認める者又は団体

また、紹介依頼できる事業は原則として地域で開催される国際交流事業となります。

（紹介の方法）

☆紹介の方法（流れ）は次のとおりです。

（依頼者）　紹介依頼書を協会に提出

⇩

（協　会）　依頼事業の内容審査
登録者の中から本人の同意を得て該当者を選考する
依頼者に通知と、同意した登録者を紹介する

⇩

（依頼者）　紹介のあったボランティア本人に事業依頼を行う
（日時、場所、事業内容、経費等の説明を行いボランティア本人の確認を受けます）

＊紹介依頼書等が必要な団体等は国際交流協会事務局までご連絡ください

申請書の提出先（問い合わせ先）

成田市国際交流協会事務局

住所：〒286-8585　成田市花崎町 760　成田市文化国際課内

TEL：0476-23-3231／FAX：0476-22-4494

e-mail：nifs@ngy.3web.ne.jp ／URL：http://ngy.3web.ne.jp/~nifs/

平日 9:00～17:00

申請受付は随時行っています。